社会福祉法人華翔会 特別養護老人ホーム南二日町 運営規程

(目的)

- 第1条 社会福祉法人華翔会が開設する特別養護老人ホーム南二日町(以下「施設」という。)が実施する要介護状態となった高齢者に対するサービスの適正な運営を確保するために、以下に関する項目を定める。
 - 〈1〉 施設の目的及び運営方針
 - 〈2〉 職員の職種、数及び職務の内容
 - 〈3〉 入居定員
 - 〈4〉 ユニットの数及びユニットごとの入居定員
 - 〈5〉 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
 - 〈6〉 施設利用に当たっての留意事項等
 - 〈7〉 非常災害対策
 - 〈8〉 その他の施設運用に関する重要事項
- 〈1〉 施設の目的及び運営方針

(施設の運営方針)

- 第2条 施設は、要介護状態と認定された入居者(以下「入居者」という。)に対し入居者 一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者が可能な限りその居宅における生活へ の復帰を念頭において、施設内の居室及び近接して設けられている共同生活室を もって一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)において入居者が相 互に社会的関係を築き、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む ことを支援することを目的とする。
 - 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援 事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称および所在地)

- 第3条 施設の名称および所在地は、次の通りである。
 - (1) 施設名称 特別養護老人ホーム南二日町
 - (2) 施設所在地 静岡県三島市南二日町5番41号

(サービスの取り扱い方針)

第4条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活

様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、 入居者へのサービス提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

- 2 入居者へのサービス提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 入居者へのサービス提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものと する。
- 4 入居者へのサービス提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、 入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把 握しながら、適切に行うものとする。
- 5 施設の職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等 の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行 ってはならないものとする。

(地域との連携等)

- 第5条 施設は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力することに努めることとし、ボランティア活動の申し出があれば積極的に受け入れを行う等、地域との連携を行うものとする。
 - 2 施設は、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣 する者が相談及び援助を行なう事業並びにその他の市町村が実施する事業に協力 することに努めることとする。
 - 〈2〉 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 施設の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりであり、必置職については 法令の定めるところによる。

 - (2) 医師 1名(非常勤) 医師は、入居者に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。
 - (3) 看護職員 3名以上 看護職員は、健康チェック等を行うことにより入居者の健康状態を適確に把握 し健康管理に努めるとともに、入居者の健康維持のために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 27名以上

介護職員は、サービスの提供にあたり入居者の心身の状況等を適確に把握し、入 居者に対し適切な介護・指導・相談及び援助を行う。

(5) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整のほか、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(6) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、入居者の心身の状況等を適確に把握し、入居者及び家族の意 向や入居者について把握された解決すべき課題を踏まえ、サービス提供に関する 計画を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の手続きを行う。

(7)機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(8) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の栄養指導、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(9) その他職員 実情に応じた必要数

(職員の専従)

第7条 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事する者でなければならない。但し、入 居者のサービスに支障が無い場合は、この限りでないものとする。

(勤務体制の確保等)

- 第8条 施設は、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務 体制を定めるものとする。
 - 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送る ことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していくものとする。
 - 3 施設は、当該施設の職員によってサービスを提供するものとする。但し、入居者 へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでないも のとする。
 - 4 施設は、職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上

〈3〉入居定員

(入居定員)

第9条 施設の入居定員は、80名とする。

〈4〉 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第10条 施設における1ユニットの定員は10名とし、施設内に8ユニット設けるものと する。

(定員の遵守)

- 第11条 施設は ユニットごとの入居定員及び居室の定員を遵守するものとする。但し、 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
 - 2 居室の定員は、1名とする。
 - 〈5〉 入居者へのサービス提供の内容及び費用の額

(入居者へのサービス提供に関する計画)

- 第12条 施設は、サービス提供を開始する際には、入居者の心身の状況、希望及びその 置かれている状況並びに家族等介護者の状況等を勘案して、入居者が自立した 日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を十分に把握 し、個別に入居者のサービス提供に関する計画を作成する。
 - 2 施設は、入居者のサービス提供に関する計画の作成、変更の際には、入居者又 はその家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得て、当該計画を交付するも のとする。
 - 3 施設は、入居者のサービス提供に関する計画について実施状況の把握を行うと ともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

(介護)

- 第13条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常 生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をも って行うものとする。
 - 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況に応じて、 それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならないものとする。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。 但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。

- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について 必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつ つ、そのオムツを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の 日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護 を受けさせてはならないものとする。

(食事)

- 第14条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
 - 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、 入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができる よう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第15条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、常に相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする

(社会生活上の便官の提供等)

- 第16条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
 - 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、 代わって行うものとする。
 - 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交 流等の機会を確保するように努めるものとする。
 - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第17条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

- 第18条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて 健康保持のための適切な措置をとるものとする。
 - 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を 記載しなければならない。但し、健康手帳を有しない者については、この限り ではないものとする。

(協力病院)

第19条 施設は、治療を必要とする入居者のため、あらかじめ、次に記載する通りに協力病院を定めておくものとする。

協力医院は次の通りとする。

- (1)静岡県裾野市御宿 1472 東名裾野病院 院長 木本紀代子
- (2) 静岡県三島市泉町 5-3 塚田医院 医師 酒井 憲孝
- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医院を定めるものとする。

協力歯科医院は次の通りとする。

静岡県三島市南田町 2-14 日野原歯科クリニック 院長 日野原 博

(サービス提供困難時の対応)

第20条 施設は、入居予定者が入院治療を必要とする場合、その他入居予定者に対し自 ら適切な便宜を提供することが困難な場合は、適切な病院、診療所又は介護老人 保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(入居者の入院中の取り扱い)

第21条 施設は、入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院 後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、本人及びその 家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを 得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居できるようにす るものとする。

2 施設は、前項に定める期間中の入居者の入院等による空きベッドの扱いについて、短期入所生活介護利用者にベッドを提供する場合には、入居者及びその家族に文書による同意を得て、提供するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第22条 施設は、サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するもの とする。
 - 3 施設は、サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速や かに行うものとする。

(施設の利用料等)

- 第23条 施設が提供するサービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領である時は、原則としてその1割、2割または3割の額とする。尚、その他の場合は法令によるものとする。
 - 2 前項以外に次の各号に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。
 - (1) 理美容代 実費
 - (2) 介護サービスの提供の一環として提供する日常生活の便宜についての費用で、 入居者に負担させることが適当なもの
 - (イ)入居者の希望により、身の回りの品として日常生活に必要なものを提供する場合の費用(歯ブラシや化粧品等) 別紙「介護保険外請求明細について」に定める額
 - (ロ) 入居者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合の費用(クラブ活動の材料費等) 別紙「介護保険外請求明細について」に定める額
 - (ハ) 健康管理費 (インフルエンザ予防接種の費用等) 実費
 - (ニ) 一定の要件の下での預かり金の出納管理費の費用 別紙「介護保険外請求 明細について」に定める額
 - (3) 居住費 重要事項説明書に定める額
 - (4) 食費 重要事項説明書に定める額
 - (5) 特別な食事の提供に係る利用料 入居者が希望する特別な食事の提供に要する費用重要事項説明書に定める額

- (6) その他、サービスの提供とは関係のない費用は実費として徴収することとする。
- 3 施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利 用者又はその家族に対し、サービス提供に関する計画等の内容及び費用につい て説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(社会福祉法人等の入居者負担軽減)

- 第24条 施設は、入居者が提示する軽減の確認証の内容に基づき市町村より入居者(利用者)負担の支払いを受けることができるものとする。
 - 〈6〉 施設の利用に当たっての留意事項等

(入居生活のルール及び利用上の留意事項)

- 第25条 入居者は、施設の利用の際に、次のことに留意するものとする。
 - (1) 施設・設備等を破損し、損傷し、又は減失したときは、直ちに職員に届け出ること。
 - (2) 許可を受けないで、物品等の持ち込み、展示、販売、はり紙等の行為をしないこと。
 - (3) 許可を受けないで火気等を使用しないこと。
 - (4) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
 - (5) 所定の場所以外でWi-Fiを使用しないこと。
 - (6) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) 設備、備品等を許可なく使用しないこと。
 - (8) 施設内または施設の敷地内で喫煙しないこと。
 - (9) 飲酒は原則として禁止とする。
 - (10) その他管理上必要な指示に従うこと。

<7> 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第26条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非 常災害に関する具体的計画を立てておくものとする。
 - 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

<8> その他の施設運用に関する重要事項

(入退居)

第27条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援を行う者に

- 対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等 の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況や、その置かれている環境等に照らし、その者が 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する ものとする。
- 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、看護職員、介護職員等の職員の間で協 議するものとする。
- 4 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うこととする。
- 5 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資する ため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医 療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(優先入居基準)

- 第28条 施設は、入居者の決定については、特別養護老人ホーム南二日町優先入所基準 に基づき、入居の必要性の高い者を優先的に入居させるものとする。
 - 2 施設は、入居に関する検討のための委員会を設け、入居の決定は、その合議に よるものとする。
 - 3 入居に関する検討のための委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの関係職員及び関係職員以外の第三者委員で構成されるものとする。
 - 4 施設は、入居待機者より待機状況等の説明を求められたときには、待機順位等 の内容を説明するものとする。

(身体的拘束の禁止)

- 第29条 施設は、サービスの提供に際し、入居者の人権及び個性を最大限に尊重し、車 椅子、ベッド等への無用な身体的拘束等を行うことを禁止するものとする。
 - 2 入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じ、当該入居者又は他の入居者 等の安全性確保のためやむを得ず身体的拘束等を行うときは、入居者及びその家 族に対し、その方法、理由、時間を説明し、文書による同意を受け実施するもの とする。
 - 3 施設は、前項の身体的拘束等を行うときには、入居者の身体的拘束等の態様及 び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録整備し、 完了の日から 2 年間これを保存し、入居者及びその家族より身体的拘束等に関

する情報開示を求められたときには、速やかにこれを開示するものとする。

(苦情処理)

- 第30条 施設は、その行ったサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に対して、 迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 施設は、寄せられた苦情及びその解決等について、館内掲示等により公表する ものとする。
 - 4 施設は、その行なったサービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合 は当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
 - 5 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

(第三者委員)

第31条 施設は、苦情相談窓口では言い難いこと、若しくは施設に対する不満等の苦情相談に、社会性や客観性を確保し、入居者の立場や特性に配慮した適切な対応 を推進するため、第三者委員を設置するものとする。

(記録の整備)

- 第32条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない ものとする。
 - 2 施設は入居者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結 の日から2年間保存するものとする。
 - (1) 入居に関する検討のための記録
 - (2) 入居者に関する記録
 - ア 入居者名簿
 - イ 入居者台帳(入居者の生活歴、病歴 入居前の居宅サービスの利用状況、 サービスに関する事項その他必要な事項を記録したもの)
 - ウ 入居者のサービスに関する計画
 - エ サービス日誌
 - オ 献立その他食事に関する記録
 - カ 入居者の健康管理に関する記録
 - (3) 当核入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 行ったサービスに関する入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- (5) 行ったサービスにより事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際し採っ た処置についての記録
- (6) 個人情報使用同意書

(衛生管理)

- 第33条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
 - 2 施設は、当該施設において感染症が発生、または蔓延しないように、委員会の 設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(掲示)

第34条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第35条 施設の職員は、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持 を厳守する。
 - 2 施設は、職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家 族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際に は、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第36条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第37条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第38条 施設は、ハラスメントの発生またはその再発を予防するため、指針の整備を行

うとともに、研修を実施しその他必要な配慮を行う。

(附則)

- この規程は、平成27年7月1日から施行する。
- この規程は、平成27年7月29日より施行する。
- この規程は、平成27年8月1日より施行する。
- この規程は、平成28年1月1日より施行する。
- この規程は、平成28年12月1日より施行する。
- この規定は、令和4年1月1日より施行する。